

陳 情 書

平成 30 年 2 月 13 日

横浜市会議長 松本 研 様

陳情者 住所 横浜市港南区港南台 9 丁目 30-1

氏名 ホタルのふるさと瀬上沢基金 角田東一

件名 整備、開発及び保全の方針の変更案についての陳情

陳情項目

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案については、国交省第 5 次国土利用計画、並びに地方自治法の権限委譲方針との乖離が大きいことです。

市会から市長に対し、国の方針との乖離を縮小し、日本最大の政令指定都市として誇れる内容への、修正要請を行うことを求めます。

陳情の理由・経緯等

国交省第 5 次国土利用計画では、緑地から宅地への転換は抑制し、平成 37 年の宅地面積を 24 年と比べて横ばいにするとしています。

地方自治法の権限委譲方針は、緑地の破壊をきめ細かく防ぐ目的で、都市計画権限を県から市へ委譲しました。

横浜市の整備、開発及び保全の方針案は、市街化調整区域の土地利用の方針（P 8～9）で国の方針と乖離があります。

- ・無秩序な土地利用の実情に応じて市街化すること
- ・調整区域の土地利用方針で「都市的土地利用の実現」
- ・民間を誘導して市街化誘導を図ること
- ・「都市的土地利用の可能性のある地区」は市街化区域編入
- ・「地権者事業者の合意で地区計画の適用」

以上の項目について、市長に修正要請されるよう陳情いたします。